

## 鳥取県告示第 48 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字向下小屋180の1、180の15から180の30まで、字中小屋312の1、312の4から312の11まで、313の4、字今井谷314の1、314の21から314の60まで、314の63、314の64、字力石平459、460の1、460の14、460の15、460の18から460の31まで、字深知川向477の1、477の17から477の24まで、字五輪谷582の1から582の3まで、582の12から582の15まで、582の20から582の26まで、字能谷奥792の1から792の25まで、字栗祖1019の10、1019の11、1019の14、大字穴鴨字余川谷1296の7、1296の10、1296の86から1296の120まで、字小原1347から1349まで、1352、1353、1354の1から1354の3まで、1355、1356、1359の1、1360、字向キ津谷1361、1362、1363の1、1365の1、1365の2、字オノ木1367、1368、大字加谷字滝ノ谷758の5から758の45まで、字下タノ谷768の1、768の16、770の14から770の29まで、770の32、771の1、771の13から771の23まで、字西ノ谷奥772の1、772の3から772の13まで、773の1から773の19まで、774の6から774の55まで、774の57、字小保木奥793の1、793の6、793の12、793の18から793の35まで、793の37から793の62まで、808から812まで、815の1、字向フ小保木816の1から816の4まで、816の8、816の10から816の16まで、816の22、817から821まで、822の1、823の1、824の1、824の2、826、827、828の1、字向山829の1、830、831の1、833、834、835の14、852の1、852の29、852の51、852の53

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）